

## 児童手当・就学前特例給付

### 現況届を忘れずに!!

児童手当と就学前特例給付を受けている方は毎年6月に「現況届」を提出していただくことになっています。

児童手当と就学前特例給付は、所得が一定額以下の方が受給できることになっていて、毎年所得を調査するように決められています。

このため、6月30日までに、所得の状況等を確認するための「現況届」を役場保健福祉課に提出いただきます。

この「現況届」を忘れますと、たとえ所得が一定額以下であっても6月分以下の手当が受けられなくなりますので、ご注意下さい。



※詳しいことは、保健福祉課（☎ 82-18816）へ。

【現況届に必要な添付書類等】	
・年金加入証明書又は申立書 (請求者がサラリーマン等の場合に提出)	
・前住所地の市区町村長が発行する児童手当用所得証明書 (その年の1月1日現在に横芝町に住所がなかった場合に提出)	
・その他必要に応じて提出する書類があります。	

### 人権擁護委員制度をご存知ですか

人権は、人間が幸福な人生を送る上で、最も大切な権利です。自分でなく、すべての人の人権が尊重されなければなりません。国の内外を問わず、人々がお互いに人権を守ることによって明るい社会をつくることが、私たちの願いです。

全国人権擁護委員連合会では、6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、人権思想の啓発に努めています。町でも、法務大臣から委嘱された人権擁護委員が交代で、健康福祉センター「プラム」において、相談を受けています。人権問題でお悩みの方は、お気軽にご相談下さい。秘密は固く守られます。

#### 人権擁護委員

馬場 明子 栗山 2880-124

—敬称略—

渡邊 翼一 屋形 5242

☎ 82-12444

八角 正己 木戸台 1316

☎ 82-0307

伊藤 光一 横芝 765-12

☎ 82-0934

### 地域安全バイロット地区強調に感謝状贈呈

4月30日、成東警察署において管内防犯連合会長と成東警察署長から、地域安全バイロット地区推進指導員2名・推進員15名へ感謝状が贈呈されました。

管内が地域安全バイロット地区に指定された平成12年から2年間、自転車防犯診断やひつたくり防止キャンペーなど、地域に密着した防犯活動を行っていました。町内で表彰された方々は、次の通りです。

—敬称略—

推進員

林 一郎（新島）

菱木 和夫（木戸台）

市原 徳禮（鳥喰下）